

### Ⅲ 「田島ケ原サクラソウ自生地」の変遷

#### Ⅲ-1 指定に至る経緯

##### 1. 史蹟名勝天然記念物保存法に基づく指定

「田島ケ原サクラソウ自生地」が天然記念物保護制度のもとで保存されるに至るには、二人の人物の存在によるところが大きい。それは深井貞亮と三好 学の二人である。

深井貞亮は、土合村の村長や村議会学務委員を歴任した土地の有力者であり、村内の通称田島ケ原に自生するサクラソウの保全に熱意を注いでいた。田島ケ原のサクラソウが来訪者による掘り取りによって消滅の危機に瀕していることを憂えた深井は、大正5年(1916)4月11日、土合保勝会として「国民新聞」に記事を掲載し、来訪者によって現地から掘り取られていく“サクラソウの精”に仮託して、現地でのサクラソウの保全を世論に訴えた(付編V-2-1.)。さらに同月25日、土合村保勝会を正式に発足させ、その会長に就任した。

一方、三好 学は、植物学者で、植物生態学の先駆者である。東京帝国大学教授に在任する傍ら、天然記念物の保存運動を進め、天然記念物の概念を確立させた。大正8年に史蹟名勝天然記念物保存法が公布され、そのもとで史蹟名勝天然記念物調査会が編成されると、天然記念物部門における中心人物としてその委員に委嘱された。

上記の「国民新聞」の記事が掲載された直後の大正5年4月25日、三好は埼玉県北足立郡土合村の田島ケ原に赴いた。深井の案内で自生地を視察した三好は、田島ケ原のサクラソウ自生地が「天然記念物トシテ価値ノ大ナルヲ認め」た(大正9年5月「桜草自生地調査報告書」)。この後、深井は土合村保勝会の活動を通して現地での自生地の保全に尽力したが、私的な活動では限界が大きいことを三好に相談した。これに呼応して三好は、『東洋学芸雑誌』第455号に「桜草原野保存の必要」を掲載し、植物学上、および名勝地として、サクラソウが自生する「原野」が重要であること、にも関わらず、首都近郊の荒川流域のサクラソウが濫掘によって絶滅の危機に瀕していることを指摘し、サクラソウが他の植生と共に自生している「原野」を保存する必要性を訴えた。

大正9年4月25日、三好をはじめとする史蹟名勝天然記念物調査会が現地調査を行った。この時の調査結果は、同年5月、『史蹟名勝天然記念物調査報告書第十二号 天然記念物調査報告 桜草ノ自生地ニ関スルモノ』として刊行された。そこでは田島ケ原のサクラソウ自生地の天然記念物としての価値とともに、名勝地としても高く評価された。

これを受けて、7月17日、「土合村桜草自生地」の名称で内務大臣から天然記念物の指定を受けた(大正9年内務省告示第57号)。史蹟名勝天然記念物保存法に基づく第1回目の天然記念物指定である。この時の指定範囲は、今日第一次指定地と呼んでいる範囲と概ね一致しているが、指定地の一部は大正12年1月23日に指定を解除された(大正12年



(縮小ヨリ一分萬ニ部量測地陸) 地生自草櫻印X

図Ⅲ-1 指定当時の指定地周辺

(三好 学「天然記念物調査報告 桜草自生地ニ関スルモノ」より)

内務省告示第 14 号)。これは、荒川の河川改修事業の中で指定地北側に横堤が築かれることとなったことに伴い、横堤敷にかかった指定地北東隅の一部を分筆の上、指定解除したものである。

その一方で、大正 15 年には、保勝会によって保存の取組が続けられていた指定地近傍の未指定地について、来観者の増加に伴って盗掘も増加し、もはや保勝会独力では保存を全うできないとして、指定地管理者である土合村長から追加指定の内申が内務大臣に対して提出された。これを受けて昭和 2 年 5 月 14 日、追加指定が行われた（昭和 2 年内務省告示第 343 号）。今日第二次指定地と呼んでいる範囲がそれである。

なお、昭和 9 年 5 月、同じく荒川左岸域にあるサクラソウ自生地である「馬宮村桜草自生地」が、文部大臣から天然記念物の指定を受けた。後に名称を「錦乃原桜草自生地」と改められた自生地であり、現在のさいたま市西区二ツ宮に所在したが、開墾により消滅し、昭和 27 年 10 月、指定を解除された。

## 2. 文化財保護法に基づく指定

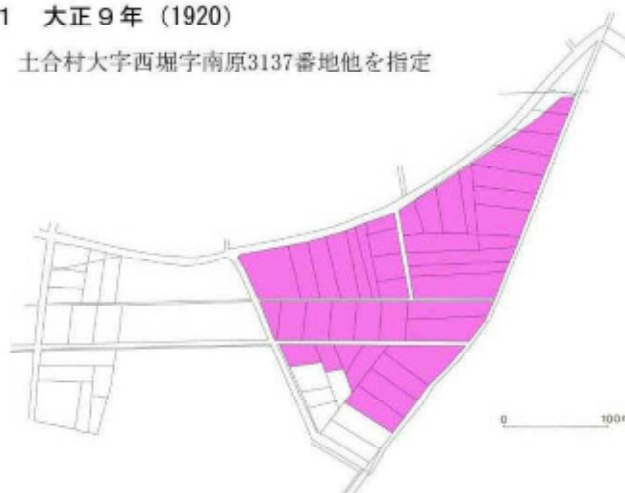
昭和 25 年、文化財保護法が制定され、史蹟名勝天然記念物保存法に基づく指定物件は、新たな文化財保護制度に継承されることとなった。「土合村桜草自生地」も文化財保護法のもとでの天然記念物として継承された。さらに昭和 27 年 3 月 29 日には、指定名称を「土合村サクラソウ自生地」と改めた上で、特別天然記念物に指定された（昭和 27 年文化財保護委員会告示第 72 号）。その後、土合村と浦和市との合併を経て、昭和 32 年 7 月 31 日、指定名称が「田島ガ原サクラソウ自生地」に変更された（昭和 32 年文化財保護委員会告示第 58 号）。

## 3. 指定の範囲と公有化

以上の経過による指定地は、表Ⅲ-1 の通りである。

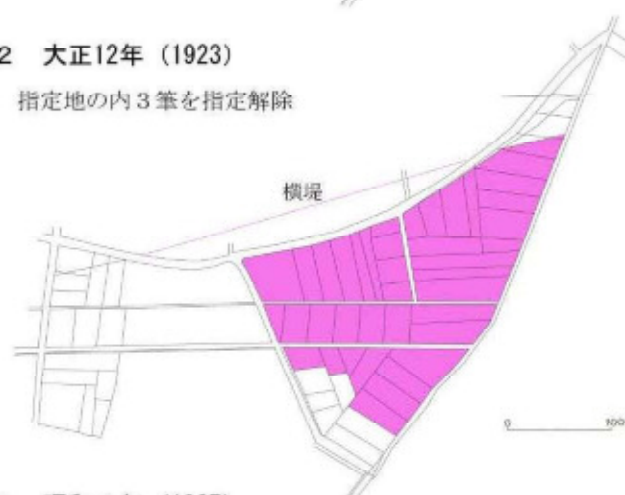
### 1 大正 9 年 (1920)

土合村大字西堀字南原3137番地他を指定



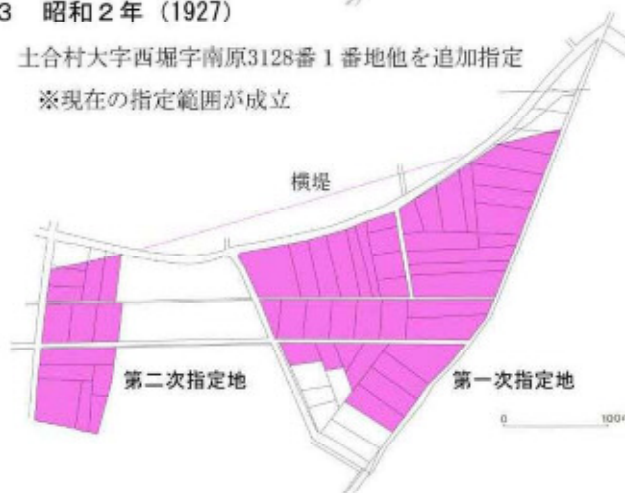
### 2 大正 12 年 (1923)

指定地の内 3 筆を指定解除



### 3 昭和 2 年 (1927)

土合村大字西堀字南原3128番 1 番地他を追加指定  
※現在の指定範囲が成立



図Ⅲ-2 指定範囲の変遷

表Ⅲ-1 指定地の土地

指定区分	大字	字	地番	面積				公有化年月日
				m <sup>2</sup>	反	畝	歩	
第一次	田島	秋ヶ瀬	3878	925		9	20	昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3879	975		9	25	昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3880	928		9	21	昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3881-1	816		8	7	昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3881-2	449		4	16	昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3882	671		6	23	昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3883	396		4		昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3885	357		3	18	昭和37年7月2日
	田島	秋ヶ瀬	3886	628		6	10	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	316	1203	1	2	4	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	317	1209	1	2	6	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	318	783		7	27	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	319	773		7	24	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	320	720		7	8	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	321	753		7	18	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	322	790		7	29	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	323	380		3	25	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3137	1943	1	9	18	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3138	876		8	25	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3139	905		9	4	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3140	961		9	21	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3141	575		5	24	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3142	548		5	16	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3143	370		3	22	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3144	684		6	27	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3145	638		6	13	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3146	340		3	13	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3147	1206	1	2	5	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3148	667		6	22	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3149	1166	1	1	23	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3150-1	991	1	0	0	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3151	472		4	23	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3150-2	426		4	9	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3152-1	707		7	4	昭和37年7月2日
西堀	南原	3153-1	1018	1	0	8	昭和37年7月2日	
西堀	南原	3154-1	687		6	28	昭和37年7月2日	
西堀	南原	3155	1140	1	1	15	昭和37年7月2日	
西堀	南原	3156	849		8	17	昭和37年7月2日	
西堀	南原	3157	1038	1	0	14	昭和37年7月2日	
西堀	南原	3158-1	1054	1	0	19	昭和37年7月2日	
西堀	南原	3159-1 ※i	535		5	12	昭和37年7月2日	
西堀	南原	3160-1 ※ii	42			13	昭和44年3月31日	
第二次	田島	秋ヶ瀬	3905	380		3	25	昭和44年3月31日
	田島	秋ヶ瀬	3906	456		4	28	昭和46年2月20日
	田島	秋ヶ瀬	3907	396		4	0	昭和44年3月31日
	田島	秋ヶ瀬	3908	1057	1	0	20	昭和37年7月2日

指定区分	大字	字	地番	面積				公有化年月日
				m <sup>2</sup>	反	畝	歩	
第二次	田島	秋ヶ瀬	3909	601		6	2	昭和46年2月20日
	田島	秋ヶ瀬	3910	1421	1	4	10	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	330	770		7	23	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	331	707		7	4	昭和37年7月2日
	関	秋ヶ瀬	332	760		7	20	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3128-1	76			23	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3129-1	472		4	23	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3130	419		4	7	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3131-1	555		5	18	昭和37年7月2日
	西堀	南原	3132-1	568		5	22	昭和37年7月2日
指定解除	西堀	南原	3159-3 ※i			1	18	
	西堀	南原	3160-3 ※ii			5	4	
	西堀	南原	3161-1			3	8	

※ i 3159-3 を分筆し指定解除  
 ※ ii 3160-3 を分筆し指定解除

※ iii 3159-1 から分筆  
 ※ iv 3160-1 から分筆

### Ⅲ-2 サクラソウ自生地の公有化

サクラソウ自生地は、天然記念物保護制度の整備と歩調を合わせる形で、その保存が図られてきたが、その一方で、第二次世界大戦中から戦後の食糧難の時期には、サクラソウ自生地の開墾が進んだ。昭和27・29年には指定解除に向けた動きが顕在化し、さらに昭和35年には指定地内で採土のための掘削が大規模に行われるなど、指定地の植生は危機に直面していた。そこで、サクラソウ自生地の保存を確実にを行うために、その公有化が図られることとなった。サクラソウ自生地の公有化は、浦和市を事業主体として、昭和37年度から昭和45年度まで実施された。

表Ⅲ-2 サクラソウ自生地公有化の経過

事業年度	公有地化地番	買収面積(公簿)	備考
昭和37年度	大字西堀字南原 3137 他	39,357.00 m <sup>2</sup>	国庫・県費補助事業、直接買上
昭和43年度	大字田島字秋ヶ瀬 3905、3907 大字西堀字南原 3160-1	818.00 m <sup>2</sup>	市単独買上
昭和45年度	大字田島字秋ヶ瀬 3906、3909	1,057.00 m <sup>2</sup>	市単独買上(公園事業)



図Ⅲ-3 公有化の経過

### Ⅲ-3 指定後の経過

#### 1. サクラソウ自生地の変容

##### 1) 戦中戦後の開墾と耕作

大正9年の指定以来、保護措置が講じられてきた自生地ではあったが、サクラソウ自生地の保全上、憂慮すべき事態も生じていた。当初の指定に先立ち、三好 学は、自生地の開墾とサクラソウ株の掘り取りを自生地とその植生を脅かす事態として警鐘を鳴らしていた。田島ヶ原サクラソウ自生地においても、それは現実のものとなったのである。

その第一は、先にも触れた戦中戦後の開墾である。食糧難を乗り越えるために食糧の増産が図られる中、指定地内において耕地とするための開墾が大規模に行われた。指定地内における耕作は、昭和25年9月18日付で文化財保護委員会事務局より耕作停止を指示されるに至った。しかし、既に耕地化部分について、サクラソウの移植による人為的復元は「不自然」でいたずらに経費を要する行為であり、天然記念物としての実質を失っているにも関わらず文化財保護法に基づき所有権を制約するのは不適切だとの意見が根強かったようで、2度にわたって指定解除の動きが起こっている。まず、昭和27年7月、文化財保護法に基づく指定地の管理者である土合村村長は、文化財保護委員会（現在の文化庁）との間で、既に全面が耕地化している第二次指定地について指定解除に向けた協議を進めた。次いで昭和29年1月には、土地所有者より第一次指定地内の耕地化した部分について、指定解除の申請書が提出された。この時には、埼玉県教育委員会が事態の打開に向けて、サクラソウが自生していた志木街道北側の土地等への指定換えも模索された。これらの動向に対して文化財保護委員会は、現地調査の上、指定解除も止むなし、との趨勢に傾いたようだが、翌年の土合村と浦和市との合併や、地元の保存会である土合村保勝会が指定解除に疑問を呈したことなどもあって、指定解除は現実のものとはならなかった。

##### 2) 荒木田土の採取

第二は、「荒木田土」採取のためのサクラソウ自生地内の表層土採掘である。地質的に氾濫原に位置しているサクラソウ自生地の表土層下には、一般に「荒木田土」と呼ばれる粘土質の土壌が厚く堆積している。この土層は、日本家屋における壁土の良質な素材であることから、昭和35年、採土業者によって第一次指定地内の表土層が掘削されたのである。

指定地の現状を大規模に改変し、植生を破壊するこれらの行為の影響は、今なお指定地に色濃く残さ



れている。しかし、その後はこうした事態は発生しておらず、保護すべき範囲としての指定地とそのあり方は定着していった。

### 3) 盗掘（濫掘）

三好が警鐘を鳴らしていたサクラソウ株の盗掘は指定後も止まず、土合村では警察への警備依頼等によって防止に努めていた。そうした状況は浦和市との合併後においても変わらず、浦和市教育委員会は監視人の配置や、業務委託による警備を開花期に行い、盗掘を抑止する取組みを続けていた。しかし、普及啓発紙「さくらそう通信」の定期刊行（平成7年度）や開花期における説明会、案内など、サクラソウをはじめとする指定地内の植生の重要さと意義を周知する取組の継続によって、植物の盗掘はほぼ見られなくなっている。また、高度経済成長期には、指定地内への不法投棄が大規模に行われたこともあったが、指定地の周囲が桜草公園として整備されると、そうした事態も解消された。但し、小規模な投棄は現在も時折発生しており、特にオギ・ヨシが繁茂する夏期以降、それが著しい。中には根や球根を含んだ鉢が投げ入れられることもあり、指定地の管理上は勿論のこと、植生を改変する行為として新たな問題となっている。

## 2. 指定地周辺の開発

大正9年の天然記念物指定に当たり、三好 学は、周辺環境の変化が自生地に及ぼす影響を緩和する範囲を含めて、指定地の範囲を設定していた。そこでは、範囲を明示されてはいないものの、緩衝帯を内包させた形で指定範囲を設定していたといえよう。しかし、その後の周辺環境の変化は、三好の予想をはるかに上回るものであり、指定範囲に内包させていた緩衝帯の概念は根本からの見直しが必要となっている。そしてサクラソウ自生地をめぐる環境の変化は、大正9年の天然記念物指定直後から顕在化していく。そうした変化を構成要素ごとに整理すると、次のようになる。

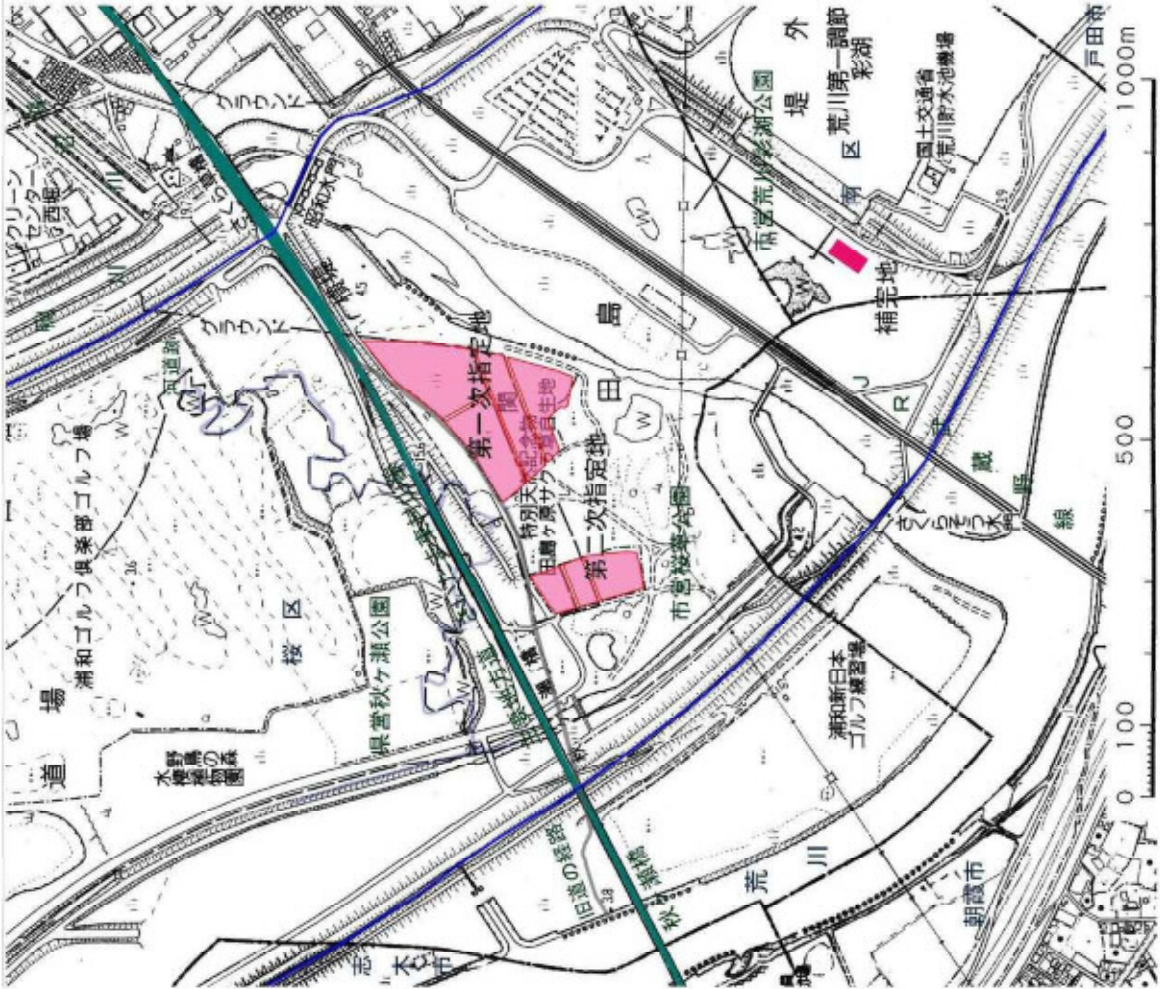
### 1) 志木街道（埼玉県道・東京都道40号さいたま東村山線）の整備

志木街道と通称される埼玉県道・東京都道40号さいたま東村山線（さいたま市誕生以前は浦和東村山線）は、サクラソウ自生地の北側を東西に通る道路である。サクラソウ自生地周辺では、中山道浦和宿と新河岸川の河岸として発展した志木（引股）町場を結んでいた（近世の浦和・志木往還）。図III-1に見られるように、浦和方面から西進した道は、鴻沼川を渡った後、南側に緩く弧を描きながら西へと進み、秋ヶ瀬渡で荒川を渡河していた。この渡河点には渡し場があり、既に元禄3年（1690）の検地において「渡守給三軒」分の田が除地とされるなど、江戸時代前期に遡る渡し場である。志木街道も古い街道であり、この当時の路線は、指定地の北辺を画す位置を通っていた。

明治以降、県庁所在地となった浦和町と埼玉県南西部を結ぶ幹線道として重要度を増したのはもちろんのこと、日本鉄道会社による高崎線（明治16年開通）や東上鉄道による東上線（大正3年開通、後の東武東上本線）が開通し、それぞれに浦和駅、志木駅が開設されると、両駅間を連絡する道路としても志木街道は重要度を増していった。荒川の渡河点には、明治43年までには秋ヶ瀬橋が冠水橋として架橋され、幹線道としての機能が強化された。

その後、荒川上流改修工事に伴い横堤が築かれると、路線はその天端に移し替えられると共に、秋ヶ瀬橋の永久橋化が行われた。この一連の工事に際して、施工箇所を迂回する仮設道路が指定地内に設置され、一時的ながらも指定地の分断と、道路敷設に伴う現状の大きな改変が行われた。この際に敷設された路盤の砂利は、仮設道路廃止後も指定地内に一部残っている。また、自動車の普及とその交通量の増加に伴い大気汚染等の公害が社会問題化していた昭和40年代には、未舗装の旧志木街道より巻き上げられる砂塵が指定地に降下し、植生に悪影響を及ぼしていることが指摘された。

昭和56年、秋ヶ瀬橋の架け替えに伴い、志木街道の路線は横堤上から北側に移された。現在は、さいたま市南部を横断する東西幹線道として、一日当たりの自動車類通行量はおおよそ24,000台を数える



図Ⅲ-5 指定地とその周辺



図Ⅲ-6 1947年の指定地周辺 (米軍空中写真)

に至っている。なお、旧路線跡は砂利敷きの道路として存続し、昭和 49 年（1974）に桜草公園が整備されると、アスファルト舗装の上、公園内園路として整備された。

## 2) 荒川上流改修工事

荒川はたび重なる氾濫により流域に甚大な被害を生じさせており、その改修工事が明治 44 年（1911）より内務省の直轄工事として着手された。この段階では、川口・赤羽間の東北線鉄橋を境に下流側から施工され、上流側における改修工事は、大正 7 年（1918）から事業化された。その工事内容は、大きく蛇行する荒川本流を直流化すると共に、川幅を拡大して大規模な新堤を築いて河川敷（高水敷）を確定し、さらに新堤から本流河道へと延びる横堤を築いて、増水時の滞留水量を調節しようとするものであった。

### (1) 蛇行部の直流化

図Ⅲ-6 にもみられるように、指定地南側には荒川本流の大きな蛇行部が迫っていた。この部分がこの改修によって直流化され、蛇行部の西半分は廃止、東半分は後に述べる鴨川改修において、鴨川の荒川への排水路として使用された。

### (2) 横堤の構築

増水時に下流への流水を調節するために、堤防内の高水敷に河道に直交する堤防（横堤）を構築する方法がとられた。荒川左岸域で計画された横堤の内、指定地が所在する土合村（当時）内では 2ヶ所の横堤が構築された。いずれも昭和 4 年 11 月に着工し、昭和 9 年 3 月に竣工した。その内の 1 基が指定地北側の主要地方道さいたま東村山線際に構築された横堤で、その規模は、築堤高 10.769m、天端幅 8m で、全長は 584.05m に達した。これによりサクラソウ自生地は、北側との間を完全に遮断されると共に、前述のように、横堤敷にかかった北東側の一部が大正 12 年に指定解除された。

## 3) 鴨川の改修

鴨川は、桶川市に流れを発し、大宮台地内を南流した後、さいたま市西部で荒川低地に流れ出、荒川に注ぐ河川である。流域の用排水路として重要な役割を果たしており、荒川上流改修工事と並行して、周辺の用排水路と共に改良工事が行われることとなった。工事は、県営用排水改良事業として行われた。それまでサクラソウ自生地北方の大久保村大字五関（現在のさいたま市桜区五関）で荒川に合流していた流路を変更し、新たな流路を開削して南方へと延伸して、土合村大字田島地先で荒川に注ぐ「鴻沼排水路」と合流させようとするものであった。また、荒川本流との合流によって、荒川からの逆流を防ぐコンクリート造樋門が設置されることとなり、志木街道と交差する部分に昭和樋門が設けられた。これらの工事は、昭和 5 年に着工され、昭和 9 年に一応の完成をみた。

この流路付け替えによって、サクラソウ自生地の東辺に沿って流れていた「鴻沼排水路」は、鴨川となり、北半部では流路が東へと移され、旧流路は廃止された。一方、サクラソウ自生地の南半部では、川幅と水量を増した新たな流路が北東側からサクラソウ自生地へと向かったのち、指定地際で南方へと方向を転じることとなった。これによって、自生地東辺は新たな鴨川の攻撃面に位置することとなった。

## 4) 荒川第一調節池工事と荒川彩湖公園の整備

荒川第一調節池は、荒川流域の洪水対策として計画された 5ヶ所の調節池の一つである。昭和 45 年度に事業着手され、昭和 55 年に着工、平成 15 年度に完成した。その範囲は、さいたま市桜区の羽根倉橋から戸田市の笹目橋までのおよそ 5.8km である。

工事は、本流の左岸側に本堤と連続する囲繞堤を築堤し、この範囲全域を増水時の遊水地とした。囲繞堤の内側には連絡水路が掘削され、南半部に設けられた貯水池への排水の効率化が図られた。この貯水池は、利水事業である荒川調節池総合開発事業との共同で開削されたもので、彩湖と名付けられ、その周囲には荒川彩湖公園（さいたま市、15.02ha）、彩湖・道満グリーンパーク（戸田市）が整備された。

この工事の一環として、鴨川の排水機能が強化され、指定地東側では川幅が拡張されると共に、指定地南側では荒川の旧蛇行流路に接続していた流路は廃止され、新たに直線的な排水路が整備された（鴨



川第2排水路)。また、これに伴い、鴨川の荒川本堤通過部分にさくらそう水門が新たに設けられ、鴨川からの流下能力向上と増水時の荒川からの逆流防止が図られた。

荒川第一調節池事業の計画範囲はサクラソウ自生地全体を含んでいたことから、事業主体の建設省（当時）関東地方建設局荒川上流工事事務所では、環境影響調査の一環として特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」に対する工事の影響調査を行っていたが、工事計画の具体化を踏まえ、埼玉県教育委員会・浦和市教育委員会との意見交換を経て、文化庁との協議を行った結果、従来の自然冠水に比して冠水頻度等が変化しないよう洪水調節ルールを策定すると共に、工事に伴う指定地への影響調査が行われることとなった。この調査は、「荒川調節池工事に伴う特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地影響調査」として、昭和 57 年度から平成 19 年度まで実施された。

### 5) 秋ヶ瀬公園の整備

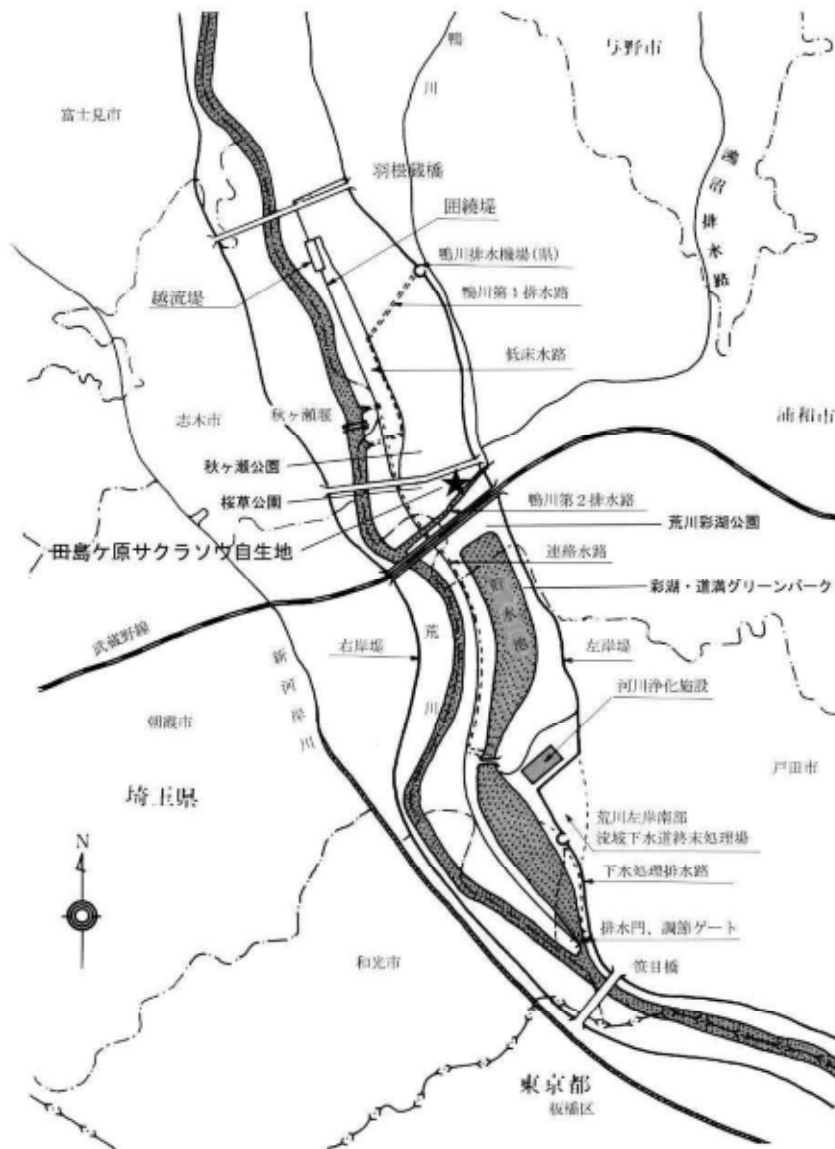
秋ヶ瀬公園は、昭和 46 年に開設された埼玉県営の都市公園である。100.10ha に及ぶ園内に、野球場、サッカー場、テニスコートなどスポーツ施設と、芝生広場、子供の森、ピクニックの森などがある。昭和 30 年代に公園敷地の南東側に造成されたゴルフ場と共に、志木街道北側の景観は大きく変容した。

### 6) 桜草公園の整備

桜草公園は、昭和 49 年に開設されたさいたま市営の都市公園である。昭和 30 年代に危機を迎えていたサクラソウ自生地の維持・保存を目的として開設、整備された。15.96ha に及ぶ園内に野球場などがあり、園内に特別天然記念物指定地を内包している。旧志木街道が園内の車道として整備され、第一次指定地の北側に駐車場が配置された。

### 7) その他の開発

指定地周辺は荒川の河川敷であることから、一般の開発行為等は行われていないが、秋ヶ瀬公園東部にはゴルフ場が設置されている。このゴルフ場南端部から秋ヶ瀬公園内の志木街道際には、かつてサクラソウの自生地が所在し、昭和 29 年に特別天然記念物指定解除の動向が顕在化した際には、その部分への指定換えが検討されたこともあった。この部分の自生地は保護策が講じられる前に開発が進展した



図Ⅲ-7 荒川第1調節池付近平面図

(国土交通省関東地方整備局荒川上流工事事務所『荒川上流改修六十年史』より、一部改変)



図Ⅲ-8 桜草公園 (2013年撮影)

ため、現在は消滅している。なお、ここに自生していたサクラソウは、昭和 37 年、工事に先立ってサクラソウ自生地内（天然記念物指定地）に移植された。